

(別紙 2)

## 確 約 書

倉敷市長 様

住所

氏名

印

延べ面積 130 m<sup>2</sup>を超える住宅において、5 人槽の浄化槽を設置するにあたり、下記の事項を確約します。

- 1 . 日平均水道使用量が、1 m<sup>3</sup>を超えないよう管理します。
- 2 . 居住人員が増加した場合、放流水質が悪化しないよう浄化槽を入れ替えるなど適切に処置します。
- 3 . 浄化槽からの放流水質を良好に保つため、保守点検や槽内清掃を行うとともに、浄化槽法により、指定検査機関が実施する設置後の水質検査（浄化槽法第 7 条）や毎年 1 回の定期検査（浄化槽法第 1 1 条）を受け、適正に維持保全します。  
また、その定期検査の結果により、水質悪化などの是正指導があった場合には、すみやかに対処します。
- 4 . 住宅から他の用途（物販店、飲食店等）へ建築物の用途を変更しようとする場合、あらかじめ所管する行政機関へ相談し、適切な対応をいたします。
- 5 . 浄化槽管理者（浄化槽設置者に同じ。）を変更する場合は、変更後の浄化槽管理者に対し、責任を持って上記事項を承継します。